

ふくおか県中央環境広域施設組合条例第18号

ふくおか県中央環境広域施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、  
ふくおか県中央環境広域施設組合議会議員(以下「議員」という。)に対する議員報  
酬及び費用弁償並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 30,000円
- (2) 副議長 年額 27,000円
- (3) 議員 年額 24,000円

(議員報酬の支給)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された月から、議員にはその職に就いた月から、  
議員報酬を支給する。

- 2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は死亡によりその職を離  
れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。
- 3 前2項の場合における議員報酬は、前条の規定にかかわらず、議員報酬年額の12  
分の1に在職月数を乗じて得た額とする。
- 4 議員報酬は、毎年3月末までに支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、又は委員会に出席したときは、1日に  
つき費用弁償として800円を支給する。

- 2 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償としてふくおか県  
中央環境広域施設組合職員等旅費条例(平成31年条例第23号)に定める旅費を支給す  
る。

(重複支給の禁止)

第5条 議長、副議長及び議員は、いかなる場合においても、重複して議員報酬及び  
費用弁償を受け取ることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

